

令和8年度 第1回 静岡市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 日 時 令和8年6月16日(火) 午後2時00分から午後3時30分まで
- 2 場 所 葵消防署6階 共用会議室
- 3 出席者 (委員) 佐藤委員、赤堀委員、仁藤委員、大沼委員、田島委員、市川委員、
遠藤委員、望月委員、渡辺委員、中山委員
(事務局) 杉原農地利用課長、長谷川課長補佐、藪下主査
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴人 なし
- 6 会長及び副会長選出
会 長：佐藤操(委員の中より互選にて選出)
副会長：赤堀岳子(会長より指名)
- 7 農業振興地域制度についての説明(事務局より)
- 8 議 題 農用地利用計画の変更について
令和8年3月受付案件協議(除外2件、編入1件)
- 9 会議内容
(佐藤会長) それでは、令和8年3月受付の案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) <農用地利用計画の変更について説明>

【除外案件】

整理番号1 事由：葵区赤松 特別積合せ貨物運送事業に供する施設の建設

整理番号2 事由：葵区諏訪、南沼上 流通業務に供する施設の建設

【編入案件】

整理番号3 事由：葵区松野 農地中間管理機構関連農地整備事業

以上、除外2件、編入1件の説明となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

(佐藤会長) ありがとうございました。除外案件の2件につきましては、本日の委員改選前の会長・副会長として、先日、私と赤堀委員で事前に現地調査を行いましたので、所感を述べさせていただきます。

1件目の葵区赤松の案件です。先ほど事務局からも説明がありましてとおり、今回の計画は、市が設定した重点促進区域に特別積合せ貨物運送事業という、比較的、公益性が高い施設を設置するということで、事業の必要性は理解できる場所ではあります。

一方で、約1.7ヘクタールという規模の農振除外にあたっては、周辺農地へ支障を及ぼさないことが求められます。

現地では、特に重要となる排水計画などの被害防除対策について説明を受け、静岡県の現地調査においても、特段の支障がない旨を確認いたしました。本日の協議会では、このあたりを含めて委員の皆様と審議を進めてまいりたいと思います。

2件目の葵区諏訪の案件です。こちらは、かつて開発計画が中止となった経緯があり、現在は農地所有適格法人ではない一般企業が所有していることもあり、不耕作の状況です。

こちらも約3ヘクタールという規模の農振除外ですが、周辺は流通団地として開発が進

んでいるエリアでもあります。

現地では、排水計画や水路の付け替えについて説明を受け、県の現地調査において特段の支障がない旨を確認しております。こちらをあわせて、皆様と審議を進めてまいりたいと思います。

私からは以上ですが、現地を確認いただいた赤堀委員、なにかご意見ありますか。

(赤堀副会長) 現地確認した2件については、会長がおっしゃったとおり、それぞれ事業の必要性や地域の現状は理解できるところです。しかしながら、いずれも1ヘクタールを超える大規模な開発となりますので、周辺農地へ支障をおよぼさないことが重要だと思っております。以上です。

(佐藤会長) それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして何かご意見・ご質問がありましたらよろしくお願いします。なお、発言の前に氏名の宣告の上、ご発言ください。

(大沼委員) 先ほど事務局から説明を受けましたが、この地域で農業を一生懸命やっている方がいらっしゃるしまして、地元への説明会ではかなりの意見がありました。説明会では賛成という意見はなかったですけれども、反対の意見としてかなりの数の意見がありました。これに対して事業者からは、後日、場をもって回答するようなイメージの話がありました。事務局からの説明では、既に連合自治会あてに紙ベースにて回答しているとのことでしたが、説明会に出席された方に回答が回っていない状況であり、こういうこともあって、署名運動などという話も聞いたことがあります。事業自体に私が反対している訳ではないですけれども、地元に対してもう少し説明してもらいたいと思います。もともと水害があった場所ですが、遊水地が進んできた関係で、浸水する確率が昔に比べて大分減っていると思いますが、盛土し建物が高くなることによって周辺のビニールハウスなどに影響がないのかということが心配されるところです。調整池も大きいものをつくるということですが、今は災害が多くて尋常ではない雨が降るものですから、今まで田んぼだったので水が溜まって防いでいた部分もあると思います。それに対して今度設置する調整池の容量がしっかりしたものなのか、実際に雨が降ってみないと分からない部分もあると思いますが、こういったところの説明を地元にしていただければありがたいと思います。

(佐藤会長) 整理番号2は耕作放棄地であり、手の入れようがなく、ここを開発して何とかしてくれるなら、ありがたいことです。

整理番号1は、いろんな事情があってここを選定したということもあるのですが、現状すべて耕作されている優良農地であり、荒れたところもないです。一部転用している箇所もありますが、おそらく10年経ってもこの現状かと思います。こういった現実もあります。周りには老人ホームと公園があります。現在の営業所は、雨が降ると一帯が被害を受けるエリアにあって、移転しなければならないという現実もあります。

(田島委員) 会長がおっしゃったとおり、水害に遭ったということで、同じエリアにあった別の運送会社も移転しているから気持ちも分かりますが、地権者の合意はとれていますか？

(事務局) 地権者の合意はとれています。

(渡辺委員) 数年前に推進委員(補助員)の説明会の際にこの話があり、紛糾したことがありました。その場に私もいたのですが、どうしてこのようなことが起こるのだろうと思ったときに、やはり、地元への説明不足があったのではないかなと。数年経って地元の方に聞いたら、地権者はほとんど合意していて、農地で使われている方は借地で使われているというのが現状らしいです。90%以上の地権者と部農会とも合意が取れているのが現状です。地権者は後継者がいないということで合意されているのが現状のようです。ですから、そういう状況を踏まえた上で、あくまで私は情報提供という形ですが、案件としては判断が難しいかなと思っております。ただ、事業者の現状をみたときに、市民生活への影響を与えるような状況で、別の運送会社も既に移転しており、他に土地があるかどうかだけだと思います。

(佐藤会長) 耕作している生産者の農地を借りる方法に問題があるのですが、現状をみたときには、それなりに耕作しています。先ほど話しましたが、10年経っても農地として守られるよねと。一方で、こういう話があって、地権者が売却したいという気持ちも分かります。しかし、青地ということもあって、判断が難しいなと思います。

(望月委員) 借地の場合、契約があるのではないのでしょうか？

(事務局) 当事人士の合意に基づいて解約はできます。

(望月委員) 片方が合意しない場合は、どうなりますか？

(事務局) 別の手続きで、どうするかという話になります。一般的に、農地は農地中間管理機構を介して借りる方法と農地法第3条の許可を得て借りる方法の2種類があります。この土地は、こういった法律に基づいた方法ではなく、口約束(相対)で借りている農地であって、先ほど申した合意解約というのは、あくまで正式な手続きに対する合意解約になるので、相対で借りている場合は、こういう制度の中で守れない状況であり、いわゆる地権者の意向が強くなると思います。

(事務局) 農地を借りる上では、農地中間管理機構を介して借りる、もしくは農地法第3条の許可を得なければ、契約の効力は発生しないというものです。

(中山委員) それよりも地権者の権利もあるので、それを考えると、地権者が合意している場合は、言い方は悪いですが、耕作者はある程度は控えるというか。地権者の権利はものすごく有効になるので、地権者の中で反対している人がいれば話は別ですが、これは違う案件ですよ。これまでの会長や事務局の話を聞いて、自分としてはこの案件は有効かなと思っています。

(望月委員) その辺が問題ないのであれば、別に良いかと思います。

(赤堀副会長) 私はお米を作っている農家で、家から市外まで毎日通っています。それを考えると、家から近いところにハウスをもち、借りている田んぼがあつて、田んぼを作れなくなつても、法律に則った貸借をしていないので、代替地の世話はしてくれないとの話を聞きました。山に近い田んぼの場合は鳥獣害もありますが、この場合は被害もなく、水害の時には、田んぼダムという言い方もあり、水を一旦貯水した状態で少しずつ流していく役割も重要視されている中で、私としてはもったいないなという気はしました。しかし、研修の際に、口約束だけで耕作することは闇小作という言い方があり、そういう言葉もあるのかとびっくりしました。昔は通用したのかもしれませんが、法律で守られない今の状態であつて、重要なインフラなので、残念ではあるけれど、納得してしまったというのはありません。

(佐藤会長) 農業委員の立場からすると、口約束で農地を管理している方も、何事もなければあと 10 年は管理できると。農業委員の立場としては、荒れていなく耕作している現実なので、もったいないなと。そのところは皆様の意見も確認したいと思います。

(中山委員) しかし、10 年の保証より将来の保証を考えたら、農地として考えるより、用地として将来的なものを考えて有効化した方が良い場合もあるので、必ずしも農地だから守るというのは、土地の有効利用とは外れていて、この協議会はそういうのも含めて、検討する必要があるかなと思います。

(佐藤会長) 私が 10 年と言ったのは、現状で耕作している人は、10 年はやっていこうということ。10 年先のことをどうのこうのではなく、とりあえずは現状 100%に近い状態で耕作していて意欲があるので、今後も農地として守っていこうという話です。

(中山委員) 耕作年齢など耕作している人の状況が違ふ中で、今の社会状況の中では、これは有効なことかなと思っています。当然、賛成・反対は必ずある中で、とにかく地権者から承諾をもらったということは、この協議会を含めて、有効にしてあげたいなと思います。地権者のこれからの将来展望も変わってきますので。地権者というのは、そういうところがありますので。私も清水の状況を十二分にも分かつていて、それを回避するための移転ですので、どこの事業者であろうがこれは一大決心であつて、過去から考えるとかなりの災害も起きていると思いますので、そういうこともある程度考えてもらう必要があるかと思っています。一般的に考えたら、この状況になったということに対しては、進んだ話かなと考えているのですが。

(望月委員) 地権者の中で、問題が無ければいいと思うのですけど。

(渡辺委員) 法律的にいうと、地権者が優先されるのではないかと。

(中山委員) 当然です。

(渡辺委員) 農協さんをお願いして、代替地を探してもらうのがいいのかなと。

(大沼委員) これ自体に反対という訳ではなく、地元に対してちゃんと説明していただければと思います。

(渡辺委員) 農協のネットワークを通じて、耕作している方にも情報提供しながら合意してもらうのが、一番良いのではないかと思います。

(赤堀委員) 近くに苗場、田んぼ、ハウスがあり、コンパクトに整っているというのが羨ましいと思いました。地権者が優先だというのは確かにおっしゃるとおりなので、残念だなとは思いますが、限界はあるなと思いました。

(渡辺委員) ちょっと過程があまり良くなかったんですね。

(佐藤会長) 全然荒れているところがなく、素直に農地として耕作している、なぜ、あえてここなのかと思ったのが第一印象です。農業委員としては農地を守るというところで、誰も耕作しなくなった田んぼを耕作してもらうのはありがたいじゃないかと。お茶でもみかんでも何でもそうです。最初に素直に考えたときに、荒れている所がなく、耕作できないから耕作しているという話であって、手順が違うにしても、管理されている所にこの話をもってきて、揉めなければならないのかと。青地ということで諦めてもらえればいいのに。

この案件は、地元へ話がいった、色んな流れになってくると思います。近くに老人ホームや公園があり、大型トラックが出入りすることによって交通量が増え、色んな問題が出るかもしれませんが、それでもって話をしてもらおうということで。やはり、地権者が承諾しているならば、しょうがないということでよろしいでしょうか。今までの皆様の話を聞いて。

<意見なし>

(事務局) この計画は市が策定することになっていて、この協議会で皆様が検討していただいた意見を踏まえて、最終的に市がどう判断するかということになります。

(佐藤会長) 何の形であれ、農地として守られているところで転用するのは、心苦しいのが事実です。

(渡辺委員) 周辺施設に対する対応をするよう事業者伝えていただいて、これを要望の一つとするのが、地元のためにもなると思います。

(中山委員) そういったコンプライアンスは、ちゃんとやと思います。清水区内の話ですが、逆にこちらが恐縮することもあるし、地元にも協力するし。色んな障害があるかもしれませんが、農地というより土地利用ということかなと自分は思っています。

(佐藤会長) 次の整理番号2の案件に移ります。何回も現場に行っていますが、行くたびに荒れています。

(渡辺委員) これは以前出たもので、青地に戻した案件ですよね？

(佐藤会長) そうです。

(渡辺委員) 一回許可している訳ですから、問題ないのではないのでしょうか。

(佐藤会長) 荒れているから、かえってありがたいという気持ちだねと、赤堀委員と話しました。

(渡辺委員) そうですね、問題ないと思います。

(佐藤会長) ということで、問題ないと思います。

<意見なし>

(佐藤会長) ただ、知りたいのはお金がかかると思うのですが、竹、木を伐採して、それを処分して。

(事務局) 造成費用は約 10 億円と聞いています。

(佐藤会長) 最後に整理番号 3 の案件です。これは白地から青地に編入し、乗用のお茶刈機を導入するということですか？

(事務局) 区画整理を実施して農地を再編するにあたって、事業実施の要件として青地であるとなっていますので、編入するものです。既にほぼ青地ですが、一部白地ですので編入します。

(佐藤会長) 問題ないので、そのまま進めてもらえればと思います。

<意見なし>

(佐藤会長) それでは、他にご意見、ご質問がないようですので、この案件につきましては、委員の皆様のご意見を尊重して、今後の手続きを進めていただきたいと思います。委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 佐藤会長をはじめ、委員の皆様、どうもありがとうございました。なお、本日ご協議いただいた内容に係る今後の手続き・スケジュールについてですが、今後、静岡県との協議や公告・縦覧、異議の申し立て期間を経て、概ね 11 月頃に手続きが終了する予定となっています。